

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「【入院】2023年10月以降の新型コロナウイルス感染症特例」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2023年9月15日事務連絡「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
2023年9月15日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」

資料No.20230929-2040(4)-8

本資料は、2023年9月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- 2023年10月1日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる特例や公費の取扱いについて事務連絡が発出されました
- 新型コロナ治療薬の公費負担は一部継続され、自己負担割合が3割の方は薬剤費の上限額として9,000円（2割：6,000円、1割：3,000円）と自己負担割合に応じた診療費が請求されます
- 入院医療費の高額療養費制度の補助額が見直され、患者の自己負担限度額が上がります
- 診療報酬上の特例（入院）については、重症患者に対するICU等の入院料が1.5倍から1.2倍となり、中等症患者等の救急医療管理加算も1から2に変更されるなど、継続はされるものの点数は引き下げられました
- この取扱いは2024年3月末までで、2024年4月以降は診療報酬改定で、恒常的な感染症対応として見直しが行われる予定です

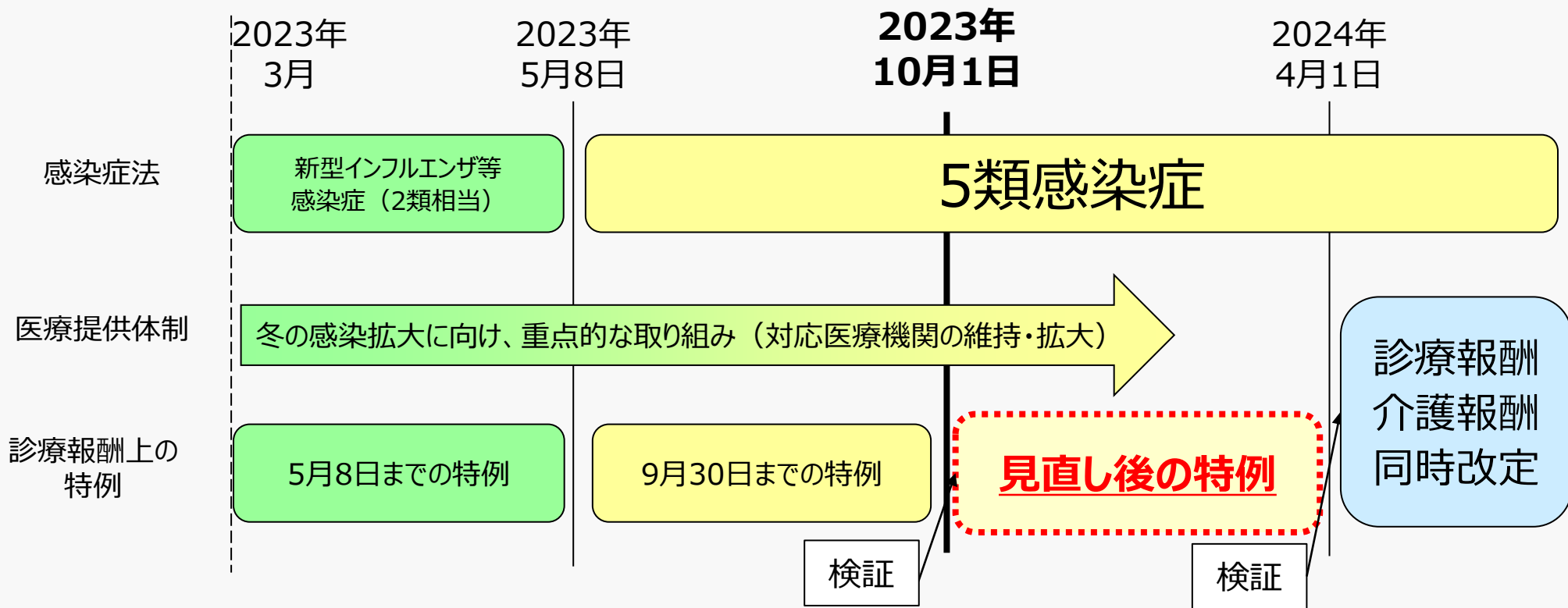
新型コロナ特例の今後のスケジュール・・・・・・・・・・	P4
新型コロナ治療薬の取扱い・・・・・・・・・・	P5
入院医療費の公費支援・・・・・・・・・・	P6～P7
重症患者受入の特例・・・・・・・・・・	P8～P10
中等症以上患者の特例・・・・・・・・・・	P11
感染対策特例・・・・・・・・・・	P12～P15
入院受入の特例（地ケア病棟等）・・・・・・・・	P16～P17
回復患者の転院受入・・・・・・・・・・	P18

【2023/9/15疑義解釈】問 5

・令和5年9月30日以前から入院している患者における10月以降の特例算定は、患者の入院日に関わらず変更後の特例に基づいて算定する

- 2023年10月1日からの新型コロナウイルス感染症にかかる特例について事務連絡が発出されました
- この取扱いは2024年3月末までで、2024年4月以降は診療報酬改定で、恒常的な感染症対応として見直しが行われる予定です

【今後の大まかなスケジュール】



本資料は、2023年9月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 新型コロナ治療薬の公費負担は一部継続されますが、自己負担割合に応じた薬剤費の上限額（3割負担：9,000円、2割負担：6,000円、1割負担：3,000円）が設定され、自己負担割合に応じた診療費と併せて請求されます

※コロナ治療薬 経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベルグリー）、中和抗体薬（ロナプリーブ、ゼビュディ、エバジェルド）

【2023年10月以降の患者自己負担額】

患者負担割合	診療費（患者自己負担分）		
	コロナ治療薬以外の費用		コロナ治療薬（※）の費用（上限額）
3割負担	診療費の3割	+	9,000円（上限）
2割負担	診療費の2割	+	6,000円（上限）
1割負担	診療費の1割	+	3,000円（上限）

【入院中の薬剤費の特例（継続）】

- ①DPC包括点数算定患者に、新型コロナ治療薬を投与した場合、新型コロナ治療薬の薬剤費は出来高算定できます
- ②薬剤費が包括される入院基本料、特定入院料算定病棟入院患者に、新型コロナ治療薬を投与した場合、新型コロナ治療薬の薬剤費は出来高算定できます

本資料は、2023年9月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 高額療養費に対する公費支援額は減額され、患者の自己負担上限額が上がります

所得区分	高額療養費自己負担限度額	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600 + 医療費比例額	242,600	<u>247,600</u>
年収約770万円～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400 + 医療費比例額	157,400	<u>162,400</u>
年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上 国保：年間課税所得210万円超	80,100 + 医療費比例額	70,100	<u>75,100</u>
～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間課税所得210万円以下	57,000	37,600	<u>47,600</u>
住民税非課税	35,400	15,400	<u>25,400</u>

- ・自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合
（比例額 + 1万円を減額 ⇒ 比例額 + 5,000円を減額）
- ・自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合
（2万円減額 ⇒ 1万円減額）

- 高額療養費に対する公費支援額は減額され、患者の自己負担上限額が上がります

所得区分	高額療養費自己負担限度額	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600 + 医療費比例額	242,600	<u>247,600</u>
年収約770万円～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400 + 医療費比例額	157,400	<u>162,400</u>
年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上 国保：年間課税所得210万円超	80,100 + 医療費比例額	70,100	<u>75,100</u>
～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間課税所得210万円以下	57,000	37,600	<u>47,600</u>
住民税非課税	24,600	4,600	<u>14,600</u>
住民税非課税（所得が一定以下）	15,000	0	<u>5,000</u>

- ・自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合
（比例額 + 1万円を減額 ⇒ 比例額 + 5,000円を減額）
- ・自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合
（2万円減額 ⇒ 1万円減額）

項目		2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
救命救急入院料 1	(1)3日以内の期間 (2)4日以上7日以内 (3)8日以上14日以内の期間	(1)15,335点 (2)13,875点 (3)11,846点	(1)12,268点 (2)11,100点 (3)9,476点
救命救急入院料 2	(1)3日以内の期間 (2)4日以上7日以内 (3)8日以上14日以内の期間	(1)17,703点 (2)16,029点 (3)14,057点	(1)14,162点 (2)12,823点 (3)11,245点
救命救急入院料 3 イ救命救急入院料	(1)3日以内の期間 (2)4日以上7日以内 (3)8日以上14日以内の期間	(1)15,335点 (2)13,875点 (3)11,846点	(1)12,268点 (2)11,100点 (3)9,476点
□広範囲熱唱特定集中治療室管理料	(1)3日以内の期間 (2)4日以上7日以内 (3)8日以上60日以内の期間	(1)15,335点 (2)13,875点 (3)12,477点	(1)12,268点 (2)11,100点 (3)9,982点
救命救急入院料 4 イ救命救急入院料	(1)3日以内の期間 (2)4日以上7日以内 (3)8日以上14日以内の期間	(1)17,703点 (2)16,029点 (3)14,057点	(1)14,162点 (2)12,823点 (3)11,245点
□広範囲熱唱特定集中治療室管理料	(1)3日以内の期間 (2)4日以上7日以内 (3)8日以上14日以内の期間 (4)15日以上60日以内の期間	(1)17,703点 (2)16,029点 (3)14,057点 (4)12,477点	(1)14,162点 (2)12,823点 (3)11,245点 (4)9,982点

※算定日数の上限を超えてもECMOを必要とする状態である場合や、ECMOは離脱したものの人工呼吸器からの離脱が困難である場合、人工呼吸器管理に加えて急性血液浄化を必要とする状態である場合、急性血液浄化から離脱したものの人工呼吸器からの離脱が困難である場合は、算定日数の上限を超えても特定入院料を算定できる。

※救命救急入院料について感染症患者の受入等により、特定集中治療室管理料等の病棟に入院できない場合には、患者の同意を得た上で救命救急入院料を算定できる。

本資料は、2023年9月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

2023年10月以降の特例（重症患者_ICU等）

項目		2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
特定集中治療室管理料 1	(1)7日以内の期間 (2)8日以上14日以内の期間	(1)21,317点 (2)18,950点	(1)17,053点 (2)15,160点
特定集中治療室管理料 2 イ特定集中治療室管理料	(1)7日以内の期間 (2)8日以上14日以内の期間	(1)21,317点 (2)18,950点	(1)17,053点 (2)15,160点
□広範囲熱唱特定集中治療室管理料	(1)7日以内の期間 (2)8日以上60日以内の期間	(1)21,317点 (2)19,250点	(1)17,053点 (2)15,400点
特定集中治療室管理料 3	(1)7日以内の期間 (2)8日以上14日以内の期間	(1)14,546点 (2)12,177点	(1)11,636点 (2)9,742点
特定集中治療室管理料 4 イ特定集中治療室管理料	(1)7日以内の期間 (2)8日以上14日以内の期間	(1)14,546点 (2)12,177点	(1)11,636点 (2)9,742点
□広範囲熱唱特定集中治療室管理料	(1)7日以内の期間 (2)8日以上60日以内の期間	(1)14,546点 (2)12,477点	(1)11,636点 (2)9,982点
ハイケアユニット入院医療管理料 1		10,283点	8,226点
ハイケアユニット入院医療管理料 2		6,336点	5,069点
脳卒中ケアユニット入院医療管理料		9,020点	7,216点

※算定日数の上限を超えてもECMOを必要とする状態である場合や、ECMOは離脱したものの人工呼吸器からの離脱が困難である場合、人工呼吸器管理に加えて急性血液浄化を必要とする状態である場合、急性血液浄化から離脱したものの人工呼吸器からの離脱が困難である場合は、算定日数の上限を超えても特定入院料を算定できる。

本資料は、2023年9月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

項目		2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
小児特定集中治療室管理料	(1)7日以内の期間 (2)8日以上の間	(1)24,476点 (2)21,317点	(1)19,580点 (2)17,053点
新生児特定集中治療室管理料 1		15,809点	12,647点
新生児特定集中治療室管理料 2		12,651点	10,121点
総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料		11,072点	8,857点
新生児集中治療室管理料		15,809点	12,647点
新生児治療回復室入院医療管理料		8,546点	6,836点

※算定日数の上限を超えてもECMOを必要とする状態である場合や、ECMOは離脱したものの人工呼吸器からの離脱が困難である場合、人工呼吸器管理に加えて急性血液浄化を必要とする状態である場合、急性血液浄化から離脱したものの人工呼吸器からの離脱が困難である場合は、算定日数の上限を超えても特定入院料を算定できる。

対象患者		2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
中等症以上の感染症患者 【救急医療管理加算算定可能病棟入院患者】	14日を限度として1日につき (継続的に診療が必要な場合には15日目以降も算定可)	1,900点 (救急医療管理加算1の2倍)	840点 (救急医療管理加算2の2倍) ※特例によらない救急医療管理加算は併算定可能
中等症以上の感染症患者のうち、呼吸不全を認める者 【救急医療管理加算算定可能病棟入院患者】	14日を限度として1日につき (継続的に診療が必要な場合には15日目以降も算定可)	2,850点 (救急医療管理加算1の3倍)	1,260点 (救急医療管理加算2の3倍) ※特例によらない救急医療管理加算は併算定可能

【救急医療管理加算算定可能病棟】

- 急性期一般入院料 ● 地域一般入院料 ● 結核病棟入院基本料 ● 精神病棟入院基本料
- 特定機能病院入院基本料（一般、結核、精神） ● 有床診療所入院基本料 ● 特別入院基本料
- 特定一般病棟入院料（注7の地域包括ケア入院医療管理を行う病棟は除く）

- 必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症患者を入院させた場合、看護配置に応じて1日につき二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できます（点数は半額になります）

項目	施設基準において求める看護配置	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
救命救急入院料 1	4対1	500点	250点
救命救急入院料 2	2対1	1,000点	500点
救命救急入院料 3 イ救命救急入院料 □広範囲熱唱特定集中治療室管理料	4対1	500点	250点
救命救急入院料 4 イ救命救急入院料 □広範囲熱唱特定集中治療室管理料	2対1	1,000点	500点
特定集中治療室管理料 1	2対1	1,000点	500点
特定集中治療室管理料 2 イ特定集中治療室管理料 □広範囲熱唱特定集中治療室管理料	2対1	1,000点	500点
特定集中治療室管理料 3	2対1	1,000点	500点
特定集中治療室管理料 4 イ特定集中治療室管理料 □広範囲熱唱特定集中治療室管理料	2対1	1,000点	500点
ハイケアユニット入院医療管理料 1	4対1	500点	250点
ハイケアユニット入院医療管理料 2	5対1	500点	250点

本資料は、2023年9月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症患者を入院させた場合、看護配置に応じて1日につき二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できます（点数は半額になります）

項目	施設基準において求める看護配置	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	3対1	750点	<u>375点</u>
小児特定集中治療室管理料 (1)7日以内の期間 (2)8日以上期間	(1)2対1 (2)2対1	(1)1,000点 (2)1,000点	<u>(1)500点</u> <u>(2)500点</u>
新生児特定集中治療室管理料 1	3対1	750点	<u>375点</u>
新生児特定集中治療室管理料 2	3対1	750点	<u>375点</u>
総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料	3対1	750点	<u>375点</u>
新生児集中治療室管理料	3対1	750点	<u>375点</u>

- 必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症患者を入院させた場合、二類感染症患者入院診療加算を算定できます

対象患者	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
新型コロナウイルス感染症患者 【P12～P13の表に記載された病棟又は一類感染症患者入院医療管理料算定病棟 以外 】	250点/日 (二類感染症患者入院診療加算)	125点/日 (二類感染症患者入院診療加算の0.5倍)
個室に入院した感染症患者 【P12～P13の表に記載された病棟又は一類感染症患者入院医療管理料算定病棟 以外 】	300点/日 (二類感染症患者療養環境特別加算_1個室加算)	300点/日 (二類感染症患者療養環境特別加算_1個室加算)
陰圧室に入院した感染症患者 【P12～P13の表に記載された病棟又は一類感染症患者入院医療管理料算定病棟 以外 】	200点/日 (二類感染症患者療養環境特別加算_2陰圧室加算)	200点/日 (二類感染症患者療養環境特別加算_2陰圧室加算)

- 必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症患者を入院させた場合、表中の加算が算定できます

対象病棟・患者	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
地域包括ケア病棟入院料算定病棟	300点 (在宅患者支援病床初期加算)	300点 (在宅患者支援病床初期加算)
療養病棟入院基本料算定病棟	350点 (在宅患者支援病床初期加算)	350点 (在宅患者支援病床初期加算)
新型コロナウイルスに感染した妊婦 【入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合】	1,200点 (ハイリスク妊娠管理加算)	1,200点 (ハイリスク妊娠管理加算)
新型コロナウイルスに感染した妊産婦 【分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合】	3,200点 (ハイリスク分娩管理加算)	3,200点 (ハイリスク分娩管理加算)
入院中の新型コロナウイルス感染症患者 【疾患別リハビリテーション料を算定する場合 (疾患別リハビリテーションの費用が包括される 入院料算定病棟も算定可)】	250点/1日につき1回 (二類感染症患者入院診療加算)	50点 /1日につき1回 (二類感染症患者入院診療加算の 20/100)

- 特定入院料算定病棟（地域包括ケア病棟入院料等）で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合、医療法上の病棟種別と届け出ている特定入院料の施設基準上の看護配置と照らし合わせた入院基本料を算定できる取扱いは継続されます（入院料の変更等の届出は不要）

例：一般病床の地域包括ケア病棟に入院した場合、地域包括ケア病棟は13対1の看護配置が求められている事から地域一般入院基本料を算定できます

⇒包括入院料（地域包括ケア病棟入院料）ではなく、出来高入院基本料が算定できます

対象病棟	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
特定入院料算定病棟 ⇒ 医療法上の病床種別と届け出ている特定入院料の施設基準の看護配置と照らし合わせた入院基本料を算定可	（例）一般病床の地域包括ケア病棟（13対1） ⇒地域一般入院料	（例）一般病床の地域包括ケア病棟（13対1） ⇒地域一般入院料
都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床	607点 （一般病棟入院基本料の特別入院基本料）	607点 （一般病棟入院基本料の特別入院基本料）
障害者施設等入院基本料（7対1又は10対1）	1,382点 （急性期一般入院料6）	1,382点 （急性期一般入院料6）
障害者施設等入院基本料（13対1）	1,153点 （地域一般入院料2）	1,153点 （地域一般入院料2）
障害者施設等入院基本料（15対1）	988点 （地域一般入院料3）	988点 （地域一般入院料3）

対象病棟	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
精神療養病棟入院料	561点 (精神病棟入院基本料の 特別入院基本料)	561点 (精神病棟入院基本料の 特別入院基本料)
緩和ケア病棟入院料	1,382点 (急性期一般入院料6)	1,382点 (急性期一般入院料6)
一般病床の小児入院医療管理料1、2、3、4 【15歳未満の感染症患者 又は 小児特定疾病医療支援の対象となる20歳未満の感染症患者】	1,382点 (急性期一般入院料6)	1,382点 (急性期一般入院料6)
一般病床の小児入院医療管理料5 【15歳未満の感染症患者 又は 小児特定疾病医療支援の対象となる20歳未満の感染症患者】	988点 (地域一般入院料3)	988点 (地域一般入院料3)

- 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関では、下記の特例が算定できます
- やむを得ない事情により再転院した場合についても、特例点数は算定できますが、起算日は最初に転院した医療機関の入院日である取扱いに変更はありません

対象病棟	2023年 9月30日まで	2023年 10月1日以降
全ての入院基本料、特定入院料	<p style="text-align: center;">750点 (二類感染症患者入院診療加算の3倍)</p> <p style="text-align: center;">※最初に転院した医療機関における入院日を 起算日として60日を限度</p>	<p style="text-align: center;">500点 (二類感染症患者入院診療加算の2倍)</p> <p style="text-align: center;">※最初に転院した医療機関における入院日を 起算日として14日を限度</p>
全ての入院基本料、特定入院料	<p style="text-align: center;">950点 (救急医療管理加算1)</p> <p style="text-align: center;">※最初に転院した医療機関における入院日を 起算日として14日を限度 (上記点数と併算定可)</p>	<p style="text-align: center;">(廃止)</p>



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 ▶ メールマガジンの受信

会員特典2 ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>